

# 山梨県公報

第二千二百八十五号

平成二十四年

十二月十三日

木曜日

## 目次

県営土地改良事業計画の決定	七二一
換地計画の決定(二件)	七二一
道路の区域変更	七二二
道路の供用開始	七二二
建築基準法に基づく道路位置指定	七二二
公告	七二二
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	七二二

## 告示

### 山梨県告示第四百三十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業(天王原地区農地環境整備事業)計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成二十四年十二月十三日

山梨県知事 横内正明

#### 一 縦覧書類

土地改良事業計画書の写し

#### 二 縦覧期間

平成二十四年十二月十四日から平成二十五年一月十八日まで

#### 三 縦覧場所

北杜市役所

#### 四 異議申立期間

平成二十五年一月二十一日から同年二月四日まで

### 山梨県告示第四百三十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県営畑地帯総合整備事業(笛吹川左岸地区八代南第一工区)の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成二十四年十二月十三日

山梨県知事 横内正明

#### 一 縦覧書類

換地計画書の写し

#### 二 縦覧期間

平成二十四年十二月十四日から平成二十五年一月十八日まで

#### 三 縦覧場所

笛吹市役所

#### 四 異議申立期間

平成二十五年一月十九日から同年二月二日まで

### 山梨県告示第四百三十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県営畑地帯総合整備事業(日川右岸地区休息第二工区)の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成二十四年十二月十三日

山梨県知事 横内正明

#### 一 縦覧書類

換地計画書の写し

#### 二 縦覧期間

平成二十四年十二月十四日から平成二十五年一月十八日まで

#### 三 縦覧場所

甲州市役所

#### 四 異議申立期間

平成二十五年一月十九日から同年二月二日まで

山梨県告示第四百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十五年一月十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月十三日

山梨県知事 横内 正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 平林青柳線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
南巨摩郡富士川町大字平林字八ツ面五〇番地先から 南巨摩郡富士川町大字平林字下河原一四六五番の一地先まで	七・七 四二・〇	七・七 四二・〇	六・六 二七・五	七九・三 六六・八

山梨県告示第四百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十五年一月十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月十三日

山梨県知事 横内 正明

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期 日
県道	甲府韭崎線	甲斐市龍地字烏塚三〇三八番の	二二〇・〇	平成二十四

五地先から 甲斐市龍地字大滝六四〇九番の 一地先まで	年十二月十 三日
----------------------------------	-------------

山梨県告示第四百三十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二十一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年十二月十三日

山梨県知事 横内 正明

- 一 指定の年月日  
平成二十四年十二月十三日
- 二 指定道路の位置  
南都留郡忍野村忍草字柳原一一四四番一
- 三 指定道路の幅員  
最大 五・〇五メートル 最小 五・〇〇メートル
- 四 指定道路の延長  
二八・一八メートル

公 告

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年十二月十三日

山梨県知事 横内 正明

- 一 申請のあった年月日 平成二十四年十二月四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - 1 名称 特定非営利活動法人甲西福祉会
  - 2 代表者の氏名 西海勝男
  - 3 主たる事務所の所在地 山梨県南アルプス市落合二百三番地四

4 定款に記載された目的

この法人は、障害児（者）に対して「地域生活支援事業」を行い、障害児（者）の自立と社会参加を図るため、地域社会及び行政の理解を深め、障害児（者）の地域での普通の暮らしの実現にむけて、地域福祉に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十四年十二月七日から平成二十五年二月六日まで

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニ子印刷 甲府市北口二丁目六番